

平成29年度 第4回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
議 事 録

平成30年3月23日（金）

	第4回 平成29年度杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	平成30年3月23日(金) 午後2時～午後3時	
場所	杉並区役所 分庁舎4階 会議室(A・B)	
出席者	委員	高見澤、小笠原、正木、幸田、松枝、大橋
	条例第13条による出席者	なし
	説明員(区)	土木担当部長 建築課長 狭あい道路整備担当課長 副参事(特命事項担当) 土木管理課長
傍聴	なし	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・平成29年度 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会議事録
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 報告事項 平成29年度の取組について 3 その他 次回の協議会日程調整 4 閉 会 	<p>狭あい道路整備担当課長 進行：会長</p> <p>狭あい道路整備担当課長</p> <p>会長</p>

第4回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備担当課長 それでは、定刻となりますので、会議の開催をお願いいたします。

本日、協議会につきましては、大橋委員から事前にご欠席の連絡をいただいています。委員7名のうち6名のご出席をいただきましたので、有効に成立しております。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会 長 では、ただいまから平成29年度第4回狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会します。傍聴についてはいかがですか。

狭あい道路整備担当課長 本日申し出はありません。

会 長 それでは、議事録署名を最初をお願いしたいのですけれども、〇〇委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

では、議事に入りますけれども、事前に送っていただいた議事次第にありますように、報告事項について2点ご説明があって、その他は次回のことかと思えます。

では、配付資料のご説明をお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 それではまず、お配りしました資料についてご確認をさせていただきます。

まず次第、A4が1枚と、「平成29年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況【暫定版】」ということで、A4をとじたもの。それから「平成29年度狭あい道路におけるパトロールについて」ということで、こちらもA4、1枚両面のもの。それと最後に前回の議事録、A4をとじたものになってございます。お手元におそろいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

「平成29年度狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況」をご覧ください。

1ページ目ですけれども、こちらにつきましては、数値につきましては、平成29年度の2月末までの数値になっておりますので、暫定版ということでご了解ください。

この構成につきましては、平成28年度に公表したものに引き続き、平成29年度をあわせて掲載しているような形になってございます。

1ページ目「拡幅整備の取組」でございまして、平成29年度につきましては表中にありますように2月末現在で581件、測量件数は548件、

整備延長は6,767メートルとなっております。延長のトータルは213キロメートルとなっております。こちらについては狭あい道路の、2項道路の約3分の1というような形になってございます。

2)「折衝による拡幅」でございますけれども、平成29年度の数值は折衝件数544件、実際に拡幅整備されたものについては59件、その延長が865メートルとなっております。整備延長の合計につきましては、2,066メートルで、約2キロとなっております。

その下の写真ですけれども、施工前後ということで、こちらは路線として一体的に整備ができたところで、全長で約80メートルです。その程度のところが一遍に路肩のセットバックができたような場所になっております。

続いて2ページ目になりますけれども、これまでの推移ということで、拡幅整備延長と件数の推移になっております。平成29年度はまだ年度途中ということがございますけれども、記載のとおりでございます。

続いて3ページ目、拡幅整備の総延長と整備率で、先ほどご説明しましたように、総延長については213キロメートル、拡幅整備率は32%になってございまして、2項道路の約3分の1の拡幅が終わった状況でございます。

続いて4ページ目「支障物件の取組」です。こちらにつきましては平成29年度ですが、相談・要望受付件数が58件、そのうち支障物件に該当するものは18件ございました。指導につきましてはその18件に対して行っておりまして、是正されたものが5件となっております。

後ほどご説明しますけれども、この5件のうちには重点整備路線にあったものが1件含まれている状況でございます。主な相談内容については、そちらに「・」で示してあるとおりになってございます。

その下の写真ですけれども、撤去の例ということで、施工前と施工後となっております。同じ場所の写真でございます。植木鉢がたくさん置かれていたところが、その植木鉢がなくなって、なおかつ、道路も拡幅しています。

続いて5ページ目「電柱等移設の取組」となっております。こちらにつきましては平成29年の12月現在の数值となっておりますので、ご了解ください。依頼本数については99本、そのうち移設されたものが47本、まだ残っているものが52本というような状況になっております。

続いて「助成制度の取組」でございます。平成29年度につきましては、602件の助成を行っております。

その下の円グラフでございますけれども、金額の項目別の構成比となっております。

1点、訂正がございまして、そのグラフの下にある凡例の真ん中の上から2つ目の「擁壁工事費」に「※実績なし」とあるのですが、それにつきましては1個上の「樹木移設費」のところで実績なしとなっておりますので、もう1段上のものを示しているものでございます。大変申しわけありません。訂正をお願いいたします。

構成比としましては、一番大きいものは門扉の除却費で、約4分の1、25%程度となっております。続いて隅切の奨励金で18%、続いて事務手続費で、約12%となっております。

続いて6ページになりまして「重点整備路線の取組」でございます。重点整備路線の位置図につきましては、9ページ以降に載せてございますので、そちらを参考にいただければと思います。

重点整備路線①につきましては、今年度、折衝は36回行っています。重点整備路線②については折衝回数20回、重点整備路線③については折衝回数70回、④については22回で、そのうち実際に拡幅されたものでございますが、表の「拡幅整備済数」というところになっております。

それぞれ路線①②③④で表中、上下2段に分かれているかと思いますが、上段は平成28年度、下段は平成29年度の取り組みを示しているものでございます。

したがいまして、実際に平成29年度に拡幅されたものについては、重点整備路線③のところで1件、重点整備路線④で1件、合わせて2件というところで、重点整備路線を指定して以降、合わせて5件の拡幅が行われたという状況になっております。

続いて7ページ目になります。重点整備路線における支障物件の取り組みですけれども、重点整備路線③で1件、除却がありました。こちらについては花壇が除却されたものです。続いて助成金につきましては、そちら平成29年度、表の数値にあるとおりになってございます。

「普及啓発の取組」の状況でございますが、平成29年度につきましては、「広報すぎなみ」に1回掲載、それから、区のホームページにつきましては、トップページにバナーがございまして、そちらで常時表示されているような状況になってございます。説明会につきましては、平成29年度につきましては、

新たに重点整備路線を指定する等といったことをしてございませんので、説明会としてはやってございません。

その他といたしまして、イベント出展、チラシの作成、パトロールというところで行っているところでございます。

最後になりますが、協議会の運営状況でございまして、こちらについては、今年度の5月の第1回目から今回の第4回目までの内容を記載しているところでございます。

9ページ以降につきましては、先ほどご説明いたしましたように、重点整備路線4路線の地図を示しているところでございます。

続いて、「平成29年度狭あい道路のパトロールについて」ということで、A4、1枚の紙をご覧ください。両面刷りとなっております。

パトロールの目的でございませけれども、支障物件の禁止を初めとしました狭あい道路の拡幅整備事業のPRを主眼としましてパトロールを実施しているところでございます。

実施内容・結果につきましては、2のところに掲載がございまして、2回行っておりまして、1回目が昨年12月5日と6日、2回目が、年明け平成30年2月27日、28日と延べ4日間にかけて、2回行っている状況でございまして。

実施区域ですが、1回目が不燃化特区となっております阿佐谷南一、二丁目の一部、それから高円寺南三丁目の一部。2回目が、阿佐谷北三丁目ということで、裏面をご覧くださいと地図があるのですが、こちらについては阿佐谷・高円寺地区を特に大きく載せている地図になってございます。少し濃い目の緑色を塗っているところが1回目、薄い黄色の色を塗っているところが2回目になってございます。

表面に戻っていただきまして、対象物件で、主にどういうところに注意してパトロールをしたかということですが、1回目につきましては、区道、通り抜け私道に面した「自主整備をしている物件」。2回目につきましては、区道、通り抜けの私道に面した「自主整備をしている物件」、それから「後退用地に塀等のみが突出した整備可能物件」になっております。

1回目のパトロールの結果ですけれども、①「平成20年度以降の協議の内、検査済証交付案件に再突出はなかった」と。支障物件については50件となっております。その50件につきましては、支障物件設置については禁止されて

いるという旨のチラシ等による周知と指導を図っているところでございます。

2回目でございますけれども、結果としましては、支障物件設置数が3件、整備可能物件は152件になっておりまして、こちらについても、指導内容としては、支障物件については、1回目と同様のことをしております。それと、整備可能物件数については、助成制度等の内容をご案内して、拡幅整備への誘導を図っているところでございます。

パトロールにつきまして「今後の取り組み」でございますけれども、特に支障物件の設置の禁止の部分につきましては、認知度がまだ低いというところもございまして、継続してパトロールを実施していく考えでございます。

続いて2つ目、既に拡幅された後退用地には、支障物件の設置防止のため、道路形態への整備誘導を実施するというところで、建物は下がっているけれども、L形が下がっていないところについては、その部分にまた物を置かれてしまう場合もありますので、そういったスペースをなくすためにも、L形のセットバック等拡幅整備を進めてまいります。

続いて、パトロール実施区域と拡幅整備訪問計画区域を調整して実施するというところで、パトロールとは別に調整しながら個別訪問を行ってまいります。

資料の説明については以上になります。

会 長

ありがとうございました。なかなか急には全部は頭に入らないので、どちら様からでも結構ですので、最初に少し質問をいただいて、理解を深めたいと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

最初にこの平成29年度の暫定実施状況という、今年の中身についてよくわからないとか、何かありませんか。

副 会 長

重点整備路線というのがいつも気になるのですけれども、6ページに表が出ていますよね。路線番号①②ですけども、これの見方としては、要するに、平成28年から30年まで特に変化がなかったということなのではないでしょうか。

狭あい道路整備担当課長

そうですね。結果としてはそのような状況でございます。

副 会 長

成果は、残念ながらあがらなかったということですね。

狭あい道路整備担当課長

ただ、成果にはつながっていないものなのですが、重点整備路線②、駅前のところですけども、個別でチラシですとか訪問してお話をさせていただいているところなのですが、1件、先方からリアクションがありまして、「ではどうということなのだ」ということで、こちらに問い合わせがあったところなんです。ただ、こちらとして拡幅整備へのご協力ということでお話をしている

ところなのですが、先方としては、その拡幅部分を買取ってくれないかということでお話をされているような状況でして、その辺で十分な誘導には至っていないというところなのですが、ただ、きっかけとしてはそういったことでできましたので、今後も粘り強く折衝を行って、拡幅へと誘導していければと考えてございます。

あと、①②ではないのですが、③のところについては、今後、3件程度、拡幅の予定が立っているような状況ではあります。

副会長 この路線②の部分は一番気になっているのですけれども、7ページにあるように、路線②については支障物件はゼロなのですよね。そうすると、拡幅部分を買取ってくれといわれても、例えば、建物が出っ張っていたりして、買取ると言ってもどうやって買取るのか、よくわからないようなところなのですけれども、何を買取れというのですか。

狭あい道路整備担当課長 先方がどういうイメージでお話しされているかというところもあるのですが、2項道路のセットバックした部分を道路として拡幅されるのであれば、その部分については区で買取ってほしいというところのようですが、そもそも2項道路については、当然、建築基準法の規定により後退部分に建築物の建築ができない土地ですから、今、家が建っている状況というところもございしますが、補償は必要とされていません。区としては今後もその後退部分について買取るというようなことは考えていません。

副会長 あと、話がそれるのですけれども、5ページで「電柱等移設」と書いてございますが、東京都知事は、電線の地中化計画みたいなものを持っていて、そもそも電柱をなくそうというような計画を立てているようなのですけれども、あの東京都の計画で、この杉並区は何か影響があるのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 今、杉並区でも無電柱化計画ということで計画を立てておまして、モデル路線というのですか、そういうようなものを選定して、無電柱化については、一遍に全部ガラッとできるわけではないので、道路の幅員ですとか、いろいろな条件もありますから、そういった条件を鑑みながら、できるところから進めていくというようなところで考えているところなのです。

ただ、狭あい道路につきましては、先ほどお話ししたように、広がっても4メートルの土地ですので、その中にも既にガスですとか、水道、下水道とかが入っている状況ですので、そこでまた新たに電気を通すというのは、なかなか技術的にも難しいような状況です。いわゆる杉並区における狭あい道路につい

て、すぐにも無電柱化に取り組めるかという、なかなか現状としては難しい状況であるというところです。

会 長 関連してでも、何かありますか。どうですか。

委 員 重点整備路線の拡幅未整備件数がこれだけ残っているという、①だと21、②だと11、③35、④26ということで、これが今もご質問あったように、平成28年から30年、1年半後ぐらいで1件、1件ずつぐらいしかないということで、それをもっと、未拡幅のものを進めるための方策というのが、1つは議論されたのでいわゆる建築基準法のそういう強力な指導と連携してというのはあったと思うのですけれども、この辺がどんな状況なのでしょう。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。特に、いわゆる違反建築という状況のものについては、建築の監察分野と連携して指導を行っていくとしてございますので、ただ、どうしても容易に変えられるものではないといえますか、相手の話ですけれども、その建物自体も使っているような状況であったりしますので、指導については引き続き行ってまいります。なかなかガラッと変えていくところは厳しい状況ではあります。

委 員 それはわかるのですけれども、そこで違反建築物というのは、本来はそれを、違反ですから、除去して、壊してしまえばいいわけですよね。だけど、それはなかなかできない。それは全体的にはできないわけですよ。だけど、これは重点整備路線に指定した場合には、やはりそこにある意味必要性とか、防災上の観点というのはかなり高度なものになっているわけだから、今までは同じレベルだったけれども、今そういう整備路線が指定されたわけですから、ほかのところはなかなかできなくてもここはやっていくのだよという姿勢を示すことが大事だと思います。

だから、そういう面では、この表に違法建築物の件数という欄を設けて、それを書くということがいいのではないかと私は思います。それで強力に指導して、いつまでもやらなければ、壊すという姿勢でのぞむべきだというのが私の意見です。

会 長 どうでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。

委 員 いや、個別には書かないですよ。件数を書くということです。ぜひ検討いただきたいと思います。今日はいいですよ、別に。

狭あい道路整備担当課長 検討させていただきたいと思います。

委員 壊すぞとやはり言うべきだと私は思います。それで、今の話で言うと、チラシで拡幅を買い取ってくれというのは論外ですから、こういう姿勢を示しているところについては、より強力な、2倍3倍の姿勢で区は臨むべきだというのが私の意見です。

狭あい道路整備担当課長 ただ、リアクションがあったということは一步前進かなという。

委員 いや、リアクションがあったら、その倍のリアクションを区はしなければいけないです。これは行政姿勢として、そこをぜひお願いしたい。

副参事 前にもご説明しましたがけれども、2番の路線は、1件は壊しますという約束をいただいているところもあります。

委員 だけれども、違法建築物としての位置づけというのがあるので。

副参事 建築確認の有無も確認できないものと思ったほうがいいですね。

委員 だから、それはもう壊したらいいですよ。どんどん壊せばいいと思うのだけれども、ただ、どのくらいの件数があるかというのを書いていくというのは、非常にプレッシャーになり得るので。

副参事 何をもって違反かというのは、塀が出るとか、そういうのもありますので、その辺研究させていただきます。

委員 でも、塀だろうが何だろうが違法は違法ですね。住んでいようが塀だろうが関係ないと思いますよ、私は。

副参事 少なくとも、行政としてそのぐらいの姿勢は持ちたいと思います。

会長 今回の表で初歩的なことがわからないのですけれども、③④で2年度合計5件、拡幅整備がなされたと読むわけですけれども、拡幅整備がなされる場合は、新築で確認に伴って拡幅整備をしたということなのか、あるいは、建物自体は無害だったのだけれども、どこかの何とかが突出していたのを、この重点整備路線であるがゆえに整備費の補助を出して拡幅してくれたという、どちらかが読み取れないのですけれども、あるいは、そのどちらかを読み取るということはこの表は示せるのかどうか。初歩的ですが、わからないのですけれども。

狭あい道路整備担当課長 今、会長おっしゃったように、現在の表につきましては、建て替えが伴っているものと、建て替えが伴わないでできているものとが混在するような状況でございます。

会長 後者のほうが条例化した効果と見えますよね。お金もわざわざ、重点路線ゆえに出すわけだから。その辺を区別できるような表現がいいように思います。

狭あい道路整備担当課長 建物自体が突出してしまっているようなものについては、どうしても建て

替えを待たないとできないという状況もございます。

建て替えなしについて③のところでは1件。ほかについては建て替えを伴ってやっているものということになります。

会 長 そうすると、③の1件がここ一年半の条例化と金をつける仕組みの、たった1件であるけれども大きな、従来だったらこれはあり得なかったという理解でいいわけですね。

狭あい道路整備担当課長 先ほどお話した今後の予定されているものについては、建て替えを伴わないものが3件ほど予定となっていますので。

会 長 今、協議中ということですか。

狭あい道路整備担当課長 はい、そのとおりです。

会 長 どの路線だったですかね。①番でマンションの脇にずっときれいな花壇を、ずっと結構長くつくられていた方がいらっしゃったように思うのですけれども、ああいうのも指導対象にはなっているわけですね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。あちらのマンションにつきましても、支障物件になりますので、接触はとっているところです。

会 長 特に反応は。

狭あい道路整備担当課長 今、ポスティング等で行っているところなのですが、まだ直接、その所有者の方とは会えていないような状況です。

会 長 あれだけ大物だとなかなか。しかもとてもきれいにされているから。それはそれとして、可能なところから除去していただけるような活動をしていただいといます。あれだけ長いやつをいきなりやれというのはまだ無理があるかもしれません。何かそうやって実績が小さくても積み上がるとだんだんやっているねという風景になってきますよね。

副 会 長 建て替えを伴わないもの1件というのは、何を撤去されたのですか。どういう状況状態になったのですか。

狭あい道路整備担当課長 花壇です。

副 会 長 花壇がなくなった。

会 長 さっきの写真とは違う場所ですか。

狭あい道路整備担当課長 写真のところとは別な場所です。

会 長 パトロールのことについても含めて、ご質問ありませんか。

委 員 そのパトロールのことでいいですか。

会 長 どうぞ、ご意見でも。

委員 今、指導内容というので、『支障物件設置禁止』の周知及び指導」と今書かれているのですけれども、これはポスティングとかそういう形でやられているので、直接その所有者にお目にかかってとかいうのはないと理解していいですか。

狭あい道路整備担当課長 ポスティングと併せてご在宅であれば、実際にお会いしてお話をしているところもあります。ただ、事前に先方と約束して行っているわけではありませんので、いたときに、いらっしゃってお話できればということになってしまいます。ただ、いずれにしろ置いてはいけないものですので、今後も引き続き接触はとれるようにやっていきたいと思っています。

委員 ありがとうございます。

会長 第1回と第2回で同じぐらいのエリアの大きさ、高円寺のほうが大きいか。それで、支障物件設置数が第1回の区域は50件あって、第2回の区域は3件とすごく差があるのですけれども、これは地域性みたいなものがあるのですかね。密集度と。

狭あい道路整備担当課長 2回目については、わりと商店街に近く、交通量の多いエリアでしたので、いわゆる支障物件に該当するものは少なかった。地域性ということによろしいかと思います。

会長 2回目の整備可能物件というのは、まさに建物の戸数でもあるのかと思いますけれども、これ152件というのは結構あるわけだけでも、これは建物本体は問題ないという理解でいいですか。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。塀等が残っているかもしれないですけれども、建物自体には当たらないようなところですので、こちらの助成金をお支払いしながら、L形のセットバックができるような場所と考えています。

会長 場合によると、セットバックしているけれども、L形がずれていなくて、土のまま30センチぐらい残っているとか。そういうところへは、助成金がフルに入るのですか。

狭あい道路整備担当課長 今、会長がおっしゃられた、塀がセットバックの位置まであるような場所については、あとはL形を下げるだけですので、そのL形を下げる工事については区で行いますけれども、いわゆる助成金として、所有者の方にお支払いするようなものはないです。建物が下がっていて、塀が後退する場所に残っている場合については、その塀に対して助成金が出るというような形にはなりません。

会長 そうすると、152件もあれば、作業上は非常に大変だけれども、ご本人の

負担は基本的にないまま、本来あるべき姿になるために、区が基本的にはやりますよというのは、割と納得のいく話ではあるわけですね。

狭あい道路整備担当課長 こちらとしてはそういったことで、助成金を活用できるということで、拡幅に誘導しているところなのですが、どうしても土地を削られてしまうというイメージをお持ちになられる方がいらっしゃいます。今まで自由に使えていたとか、いわゆる自分のものといいますか、自由に使えていたようなところが、そういう部分がなくなってしまうというところかなと思います。

委員 今の塀のところをセットバックする場合にお金が出るということで、これは助成金の対象は塀ぐらいですか。地下に何か配管があったりとか、そういうのはどうなのですか。

狭あい道路整備担当課長 それも対象になっています。メニューとしては、その塀の撤去と築造、地下の配管の移設、樹木がある場合はその木の移植ですとか、その部分が擁壁になっている場合は、その擁壁についても助成金の対象になっています。

委員 わかりました。あと、先ほどの支障物件の設置禁止の周知・指導ということで、やはり認知されてないとなかなかということが、最初は重要なことなので周知をしていくということは大事だと思うのですが、この辺は、かなり周知はまだ相当時間をかけてやる必要があるのか、もうかなり周知が進んで、「認知がまだ少ないため」とここには書いてあるのですが、この辺の状況というのはどうなのですかというのが1つと、周知をされた後、指導する場合に、先ほどのポスティングだけではなくて、本人に会ってというのと、指導して、それでも、禁止されているわけですので、指導してもなかなか言うことを聞かない場合に、次の指導手段は何を考えているのかという2点を教えてください。

狭あい道路整備担当課長 認知度ですけれども、来年度必ず実施できるかどうかわからないところなのですが、区政アンケートということで、狭あい道路だけではないのですが、区政全般についてアンケートするような、そういう事業がありますので、そういった中で支障物件の認知度については図っていければと考えているところですが、区政全般のアンケートとしてお聞きしたい件数が多いので、狭あい道路についてアンケートができるかどうか何とも言えないところなのですが、そういうところで周知度については把握していきたいと思っています。

それと、指導の後の話ですけれども、条例上は勧告、命令と、あと氏名の公表、最終的には代執行で、条例上はそういう仕組みになっていますので、それ

に基づいて進めていくような形にはなりませんけれども、今の段階では、なるべく丁寧に指導し、撤去をしていただきたいと思います。

会 長 区のパトロールもまた、毎年か1年おきかわかりませんが、続けられるとしても、杉並区全域膨大なエリアで、せっかくパトロールしたところをしつこく毎年やっていくとか、あるいは周知とか、PRも兼ねて次々に展開していくと同時に、我々自身もどんな状況かを、典型的なところを見ていくとか、何か戦略が必要そうですね。少ない人数とそう豊かでないお金の中でやるときに。

狭あい道路整備担当課長 パトロールにつきましては、こちらの地図でお示ししていただけてわかりづらくて申しわけないのですが、整備地区ということで、条例の改正前から、そういった地区を設けていまして、ほかの地区と比べて助成金を多く出せるようなところで、この阿佐谷、高円寺、この全域ではないのですが、こちらの地図に載せてあるところを中心とした地区を選定しているところです。ですので、そこをまず、パトロールについても、最初のとっかかりというのですかね、そういったところから始めていきたいというところで、1回目、2回目を始めたところです。

会 長 では、高井戸とか久我山とか、あっちのほうはその整備地区には入っていないのですね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。一応、整備地区に入っているのは、阿佐谷、高円寺と、あと方南、南東の角になりますけれども、方南一丁目が整備地区となっています。久我山につきましては重点整備路線④で、路線だけになってしまいますが、重点整備路線につきましては、パトロールに関わらず、指導等はしていくような形になります。

会 長 その他、何か、不明なところなり。

副 会 長 認知度が少ないということなのですが、重点整備路線に限って言うと認知度はどうなのでしょうかね。

狭あい道路整備担当課長 重点整備路線の中でどのくらいの方がということですか。

副 会 長 重点整備路線の中では認知度はかなり高いと言えるのかどうかという質問なのですが。

狭あい道路整備担当課長 そういった調査はしてはいないのですが、重点整備路線については、これまでしつこく、主はポスティングですが、狭あい道路の事業についてお知らせをしていっているところですので、そういうことをやっているのだという

ことはわかっていただいているのではないかと思います。

副会長 当然ポスティングの回数も多いわけですね。

狭あい道路整備担当課長 ほかの地区と比べて多くなっています。

副参事 基本的には引き続き説明会を行って、それから町会にもご説明をして、ポスティングとかもしていますので、認知度は高いはずですが、それをご協力いただけるかどうかというところについては、先ほどの課題になりますけれども、かなりしつこくアプローチをしていかないといけないと考えています。

委員 これ支障物件で、路線で書かれているそれぞれの件数の人たちというのは、私のところが支障物件だというのは、それはもう皆さん認識されているのですか。

狭あい道路整備担当課長 それはわかっています。

委員 さすがに自分のが支障物件だという人はわかっているわけですね。

その人たちいつまでにどかしていただきとかいうのは、ある程度、もうちょっとしたら期限を切るとか、そういうことというのは出てくるのですか。

副参事 条例上、勧告、命令とありますから、指導の中で、いつごろやってくださいという話をしていく必要はあると思います。

委員 どこかできりをつけないと、期限を切って、次に進みますよというのを示さないと、ポスティングで入っているだけだったら、「言っているわ」ぐらいのことであまり耳を貸さない気がするのですよね。

副参事 見せ方とか、戦略的なやり方があると思うので、あとでありますけれども、条例も3年たつと必要な検討をまた行わなければいけないというのもありますので、特に来年度またもう少し、いろいろな戦略で、今のお話もありますけれども、進めていないといけないというところはよく認識しているところでございます。

委員 多分、その方たちのほうが何枚も上手な感じがするので。

副参事 またかとか思われても、それはきちんと進めていかなければならないと考えています。

会長 確かに、重点路線はそういうことで、「あなたが」と読み取れるかもしれませんが、このパトロールエリアは一般的なPRでしょうから、我々だって、建築屋さんだって、自分のうちの前の道路がどうなっていると理解していないですね。

委員 それは建築をやっている人間にもよるのだと思いますけれども、私、自分のところで言えば、ご近所が4メートルにしなければいけないよという認識を

持っているかという、実はほとんどお持ちになっていなくて、建築確認を出すような事態になって初めてそういう意識を持つというのが今の市民一般の認識のレベルだと思います。

それは逆に言うと、この狭あい道路の整備ということ以前に、前から気にはなっているのだけれども、建築確認行政の中で4メートルにしていくよというのを、杉並ほどお金かけているところはないですよ。そういう意味では、杉並はすごく進んでいて、今のいろいろな報告の中にもあったけれども、重点整備路線ではないところで拡幅が進んでいって、そこで助成金をたくさん使っているという実績はあるわけですよ。

そのことは、今のこの条例ができた中で言うと、重点整備路線というのが条例で決まって、もう一步踏み込もうとしているわけですが、それ以外のところのほうが、実は実績はしっかり上がってきている。この辺のところ、重点整備路線についてもう一步踏み込むという姿勢を出さないと、狭あい道路の拡幅自体は、条例で決めたことによる、もう一步というのがほとんどできない状態だと思うので、それをほぼ指導の範囲で拡幅が進んでいくことを期待するということがあるのだけれども、もう一步踏み込むというのが必要なのではないかと。〇〇委員がおっしゃったのは、多分そこら辺のところのご指摘だと思うのです。

これが、パトロールをしていくということで、もう一步広げていくというのは、全体として行われている拡幅というか4メートルにしていく努力の中の一環としては、かなり効き方は大きいと思うのですけれども、条例から言うと、重点整備路線というのを決めた以上、これをもう一步踏み込むというのがぜひ欲しいなという感じがどうしてもいたします。

会 長

ありがとうございます。その他、何かお気づきの点ございましょうか。

もし特になければ、今いただいたご意見、1つは、いろいろ資料がまだ読みづらい面や理解できないところがあるので、いっぺんに改正はできないし、つくられている役所側としては十分わかっていることをお示しになるわけで、我々は同じ質問を毎回してしまっていて、勉強していないのも恥ずかしいのだけれども、やがて区民にもわかるようにということをする、いろいろな表現や注釈をできるだけわかりやすくしていただきたい点が幾つか指摘されたことと、それと、パトロールエリア、それから重点整備路線について、さらに条例の趣旨を生かすような取り組みに進んでいただきたい。要約すればそんな2

点だったと思います。

後半のことは、今後のスケジュール、ちらっと副参事も言われたようなこととも絡みますので、次のその他のところで、これは日程を具体的にというのものもあるでしょうけれども、今後のことだと思うので、少しご説明して、それもまた意見いただいたらと思います。

狭あい道路整備担当課長 では、今後ですけれども、先ほど少しお話がありましたように、まず、委員の皆さんの任期なのですが、今年の8月の初めで、任期が2年ということで条例上は規定させていただいていますので、そこで一旦切れるような形になってございます。ただ、区といたしましては、皆さんには引き続きお願いしたいと考えておりますので、できればその点については、ご理解いただければと思っております。

それで、先ほどのお話の続きになるのですが、条例上は条例施行後3年をめぐりとして施策の実施状況を勘案して必要な措置を講ずるとなっております。

その3年が平成31年の7月になりますので、その前の段階から、必要な措置が必要かどうかというところからなのですが、検討を始める必要があるというところもありますので、来年度、平成30年度につきましては、そういうことの検討を協議会のほうで進めていっていただきたいと考えているところでございます。

そちらにつきましては、また諮問させていただいて答申をいただくというように形になるかは考えておりますので、その際につきましてはよろしくお願ひしたいと思います。

それで、大変僭越なのですが、先ほどお話しした任期が2年ということで、この8月になるので、一旦切れるのですけれども、皆さん引き続きお願いさせていただいてよろしいでしょうか。また改めて正式には書類のやりとりにはなるのですけれども、もし今の段階で何かしらの意向があるようでしたら、少し早目に教えていただけると、こちらとしてはありがたいと思っております。皆さんには引き続きお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

会 長

どうでしょうか。2年で実績を踏まえて、3年以降、仮にそんな条例を直すというところまでいかななくても、こういうこと、ああいうこと、さらに重点的に、みたいなお話も含めての答申もあるかもしれませんけれども、今までのことがわかっている委員で、もう2年やったらどうかというのは、個人的にはそ

う思いますので、一応うなずいてくださっているという前提で、個別の事情があつて、無理になつてしまったというのは、後でまた逆に個別に申し出ていただく。

副参事 個別にご確認をさせていただくようにはいたします。

会 長 では、そういう方向で今年度が終わって来年度に向かうということで、そうすると来年度の第1回みたいなのを予定しておいたほうがよろしいですか。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。1回目につきましては、今のところ5月の連休明けぐらいに会を設定できればと思っています。

日程の調整につきましては、また改めてこちらからご連絡はさせていただきますので、その際に調整をさせていただければと思います。

狭あい道路整備担当課長 なるべく早く調整をさせていただくようにします。

会 長 その他、ございましょうか。

会 長 おおむね議論はそんなところでよろしいかと。何かお気づきの点、ございましょうか。いいですか。

それでは、お返ししますので、これで終了したいと思います。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。

それでは、今年度、最後の会ということもございますので、土木担当部長からご挨拶を申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会 長 お願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 では、土木担当部長、吉野からご挨拶を申し上げさせていただきます。

土木担当部長 土木担当部長の吉野です。

協議会の委員の皆様には、一昨年8月からずっと長きにわたって2回の答申をいただいて、重点整備路線を決め、昨年もいろいろ、実績報告の仕方についても答申をいただきながら、狭あい道路の事業、あくまでも、地道な事業ではあるのですが、実際の整備よりいかに周知を図っていくかが重要かという時期だと思っています。

条例を改正して、具体的に進むにはまだまだ時間はかかると思うのですが、ここから下地をつくって、さらに進めるときにどのタイミングで今まで言われているものを具体的に出しながら厳しくやってくかというのが1つあるかと思っています。

まだまだ周知も時間がかかりますが、区長が一番力を入れている。先日、区長に実績を報告した中でいくと、まだまだ手ぬるいと、もっと進めろという厳

しいご意見もいただいています。そういったことも含めて、次回というか来年は、実際にそう言われないように、どういうふうに戦略を練って、こうやって進めば、実際に成果が上がっていくということを説明できるように我々もしていかなないと、区民に対しても、実際に、道路が3割広がっているのは、結構あちこちで広がっている場所はいっぱい見えてきているようになってきているかなと自負しているところがあるのですが、まだまだ狭いところもありますし、いかに進んでいるかをPRするかという部分で、来年、委員の皆様のぜひご協力をいただいて、よりこの事業を進むようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

会 長

どうもありがとうございました。それではこれで閉会とさせていただきます。

— 了 —